

## 第七十五号議案

### 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

令和七年一月七日提出

仙台市長 郡 和 子

#### 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定める額」の下に「（同令の改正に際し定められた同項の規定に係る経過措置の規定の適用に係る保険料率にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」を加え、同項第一号から第七号までを次のように改める。

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| 一 令第三十九条第一項第一号イ又はロに掲げる者 | 三万三千百九十一円  |
| 二 令第三十九条第一項第一号ハ又はニに掲げる者 | 三万三千百九十一円  |
| 三 令第三十九条第一項第二号に掲げる者     | 四万三千四百四円   |
| 四 令第三十九条第一項第三号に掲げる者     | 五万三百三十四円   |
| 五 令第三十九条第一項第四号に掲げる者     | 六万二千五円     |
| 六 令第三十九条第一項第五号に掲げる者     | 七万二千九百四十八円 |
| 七 次のいずれかに該当する者          | 八万二百四十二円   |
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第三十八条第一項第六号イに規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）が百二十五万円未満である者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者等（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。以下このロにおいて「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下この項において同じ。）であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第二条に規定する保護又は支援給付をいう。以下この項において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（①に係る部分を除く。）又は次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ若しくは第十五号ロに該当する者を除く。）

第三条第一項第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口及び第十三号口中「第一号イ」を「令第三十九条第一項第一号イ」に、「次号口」を「又は次号口」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第十四号口及び第十五号口中「第一号イ」を「令第三十九条第一項第一号イ」に改める。

第八条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

3 賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（賦課期日後に同号イの老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イ(1)に該当する者を除く。）口若しくは二、第二号口、第三号口、第四号口若しくは第五号口又は第三条第一項第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口若しくは第十五号口に該当するに至つた第一号被保険者に係る保険料の額は、次に掲げる額の合算額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

介護保険法施行令の改正を考慮し、本市において第一号被保険者の保険料率を算定する際に用いられる所得段階の区分のうち第一段階から第六段階までの区分の適用を受ける者を同令において当該区分に相当する区分の適用を受けることとされている者とするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。